

東大阪市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画(平成28年度修正案)に関するパブリックコメントで寄せられた意見とそれに対する本市の考え方

| No. | 該当箇所 | 意見の概要 | 本市の考え方 |
|-----|-------------|---|--|
| 1 | 第1章 1 目的 | 「1 目的」の3段落目の3行目に「…されました。」とありますが、他は「だ・である」体なのに対し、この部分だけ「です・ます」体ですと、統一感が損なわれます。他の部分と同様に「だ・である」体としてはいかがでしょうか。また、義務は付けられるものではありませんが、この場合は「義務付けられた」と表記する方が、より法律の説明らしくなるのではないのでしょうか。 | ご意見を踏まえ修正します。 |
| 2 | | 目的について、自助・共助が強調されているように感じます。自助・共助は重要ですが、東日本大震災以降、国や府の支援プランから自助・共助は、省かれているのではないのでしょうか。支援を必要とする人々は、自助・共助ではどうすることもできない課題があるので、この支援プランが必要と思われます。 | 本支援プラン全体計画(案)は、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び大阪府の「避難行動要支援者支援プラン作成指針」の内容を反映したもので、自助・共助は重要な位置づけとして考えています。 |
| 3 | | 東大阪市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画に自助・共助と書かれている部分が多々ありますが、私達も自助・共助はおおいに共感できます。実際災害時には自助・共助がなくては苦難を乗り越える事は出来ません。しかし重度な障害者を持つ家族・1人暮らしの高齢者、障害者は自助・共助は本当に出来るでしょうか。1ページも1目的「自助・地域(近隣)の共助を基本とし…」と書かれています少し無責任なように感じます。自助・共助がしたくてもできない方もおられますので目的の変更をご検討ください。 | 本支援プラン全体計画(案)の趣旨としては、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者が、地域の中で避難の支援が受けられるよう避難支援体制の構築を図るものです。今回の改訂では、発災時に円滑かつ迅速に避難支援等を実施するために、避難行動要支援者(自助)、避難支援等関係者(共助)、市(公助)の役割を整理しました。また、避難行動要支援者(自助)においては、当事者が避難について考え、公助を受けるまでの間自らの身を守るため、可能な限り主体的な行動をとることが重要であると考えています。 |
| 4 | 第1章 2 用語の定義 | 「2 用語の定義」の①～③及び⑤～⑥が文頭だけ1文字下げの形式なのに対し、④だけ全文1文字下げの形式となっており、統一感が損なわれています。④についても他の部分と同様に文頭だけ1文字下げの形式としてはいかがでしょうか。 | ご意見を踏まえ修正します。 |
| 5 | | 1ページ要配慮者は障害児者となっているが、2ページ図面では児が抜けている。 | ご意見を踏まえ修正します。 |

| No. | 該当箇所 | 意見の概要 | 本市の考え方 |
|-----|-----------------|---|---|
| 6 | 第1章 3 各主体における役割 | <p>「3 各主体における役割」の「① 市」の中で、支援体制づくりを円滑に進めるためには住民の理解を得ることが必要で、そのために住民に対する周知啓発に努めるという旨の記述がありますが、周知啓発に努めることと住民の理解を得ることは別問題と思われる。</p> <p>そのために、周知啓発と、住民の理解を得ること、それぞれについて、もう少し具体的な計画が必要となるのではないのでしょうか。</p> <p>また、住民の理解が得られなかった場合、避難行動要支援者の安全確保が図れなくなりますので、自助・地域(近隣)の共助を基本とする計画では限度があると思われます。その場合、市としてはどうするのかということも計画に盛り込む必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>今回の計画案では、これらの事に関して具体的な計画がないようですので、具体的な手法及び内容を官民合同で策定する場の創設も1つの方法かと思われます。是非ご検討のうえ、計画に盛り込んでください。</p> <p>仮にそのような場が設けられる場合、当事者の参加が必要にして不可欠となりますが、身体障害者の場合は、肢体、視覚、聴覚別に当事者が参画することを必須としてください。</p> | <p>発災時に円滑かつ迅速に避難支援等を実施するために、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくことが重要であると考えています。そのためには、要配慮者への研修等周知啓発活動を通じて、高齢者、障害者自身が避難について考え、自らの身を守るための主体的な行動をとることができるよう住民理解を得ることが必要であると考えています。なお、周知啓発の内容としては、本支援プラン全体計画(案)「第2章9防災意識の醸成(P7)」にその取り組みを記載しています。</p> <p>住民の理解が得られなかった場合においても、避難行動要支援者は災害発生時に自ら避難行動をとること等に困難を伴うため、被害状況や地域特性等を総合的に勘案し、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援を行います。</p> <p>なお、本支援プラン全体計画(案)では、災害対策基本法の改正、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び大阪府の「避難行動要支援者支援プラン作成指針」の内容を踏まえ、避難行動要支援者に対する避難支援のために必要な項目を記載しています。避難支援体制の整備に関する取り組みを進めていくにあたっては、関係部局と連携を図り、官民合同や当事者の参加を得ながら進めていくことについても検討していきます。</p> |
| 7 | | <p>3ページ③福祉事業者等の中で、家具固定への助言…があるが固定の具体化まで示さないと、助言を聞いただけで、金具取り付けまで出来ない高齢者がおられると思う。</p> | <p>福祉事業者等における役割を明記しており、具体的な家具固定の取り付け方は購入時の取り扱い説明書等でご確認いただけるものと考えます。</p> |
| 8 | | <p>「④ 避難行動要支援者」の中で、当事者が主体性を発揮することが重要とされていますが、聴覚障害者の場合は、手話通訳者等がない場合、周囲の方や近隣の方とコミュニケーションがほとんど取れず、地域活動に参加するといったことはできません。</p> <p>そのため、聴覚障害者が今回の計画案で想定しているような役割を果たすことを期待するのであれば、計画案以前に、日常のコミュニケーション環境を改善することが必須となりますが、これについては何ら言及されておりません。このレベルから具体的な方策を計画案に盛り込むようにしないと、実効性のある計画とはならないのではないのでしょうか。</p> | <p>本支援プラン全体計画(案)の別紙にある障害者の特徴や配慮事項を十分考慮し、避難支援体制の構築に努めます。</p> |
| 9 | | <p>3ページ3各主体における役割の④の部分で「自ら支援を受けられるところに連絡を取るなど可能な限り主体的な行動に努める」とありますが身体に障害がある方にとって主体的に動こうと思って難しい場合があると思われます。緊急時に支援が要るからこそ避難行動要支援者ではないのでしょうか。その様な方にとっての最善策を東大阪市としてもっと深く考えてもらえないのでしょうか。</p> | <p>本支援プラン全体計画(案)の趣旨としては、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者が、地域の中で避難の支援が受けられるよう避難支援体制の構築を図るものです。今回の改訂では、発災時に円滑かつ迅速に避難支援等を実施するために、避難行動要支援者(自助)、避難支援等関係者(共助)、市(公助)の役割を整理しました。また、避難行動要支援者(自助)においては、当事者が避難について考え、公助を受けるまでの間自らの身を守るため、可能な限り主体的な行動をとることが重要であるとと考えています。</p> |
| 10 | | <p>3ページ②地域住民の「…地域のルール作り」、9ページ2避難行動要支援者の避難支援②の「…ルールを決め、計画を作成し…」ですが、東大阪市としてルールを作成する上での助言はいただけるのでしょうか。また策定したルールは東大阪市としては把握・管理するのでしょうか。</p> | <p>地域におけるルールづくりについては、要支援者やその支援者だけでなく、それ以外の地域の方々とともにそれぞれの地域の実情に合わせ策定されることが適切であると考えています。</p> |

東大阪市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画(平成28年度修正案)に関するパブリックコメントで寄せられた意見とそれに対する本市の考え方

| No. | 該当箇所 | 意見の概要 | 本市の考え方 |
|-----|----------------------------|--|--|
| 11 | 第2章 災害に備えた取り組み(平常時の対策) | 熊本地震では、一時避難所の機能がうまくいかず、福祉避難所の利用率が低いと聞いています。要援護者が福祉避難所の存在を知らず、自宅や自動車などで生活しているからだと思います。要援護者が安全な避難所で生活できるように、一時避難所も含めて、震災時の体制づくり、マニュアル作りを東大阪市として考えて頂きたいと思います。 | 要配慮者が安心して避難所で生活できるよう、内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」に基づき、各関連規定の見直しを検討し、体制づくりの強化に努めます。 |
| 12 | 第2章 3 避難行動要支援者名簿の作成 | 「2 要配慮者情報の把握」の「1)通常業務情報」の中で、外国人の情報を収集することになっているようですが、「3 避難行動要支援者名簿の作成」の「1) 名簿に登載する者の範囲」には外国人が記載されておりません。日本語に対する理解度により、災害時の情報伝達に支障が生じる場合は、名簿に登載して支援の対象とすべきではないでしょうか。 | 避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲について、避難情報の取得能力や避難の必要性についての判断能力など総合的に勘案する必要があります。そのため、支援を必要とする者が支援の対象から漏れないように、本支援プラン全体計画(案)「第2章31)カ(P5)」の項目を根拠に、名簿の作成を行います。 |
| 13 | | 名簿に登載する人の範囲ですが、確かに、大阪府の支援プランの事例が東大阪市の範囲と同じになっていると思います。しかし、障害が軽度の人でも支援が必要な方もいると思いますし、要件を広げる必要があると勘じます。 | 上記内容と同様の考えです。 |
| 14 | | 5ページ避難行動要支援者の要件をこのように等級等で規定してしまうと、外れる方が多数いるのでは、好き好んで要支援者になる方もいないと思う中では、要件プラス希望する障害児者・高齢者と枠を広げるべきと思う。 | 上記内容と同様の考えです。 |
| 15 | | 「3 避難行動要支援者名簿の作成」の「1) 名簿に登載する者の範囲」の中で、身体障害者手帳を所持する者について該当範囲が示されていますが、例えば、聴覚障害者で障害等級が2級の場合、該当しないと誤解される可能性があります。そのため、「② 視覚障害」及び「③ 聴覚・下肢・体幹障害」については、誤解が生じないよう、「〇級」ではなく、「〇級より重度の者」とする必要があるのではないのでしょうか。 | ご意見を踏まえ修正します。 |
| 16 | 第2章 5 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 | 避難行動要支援者の名簿管理ですがプライバシー保護の問題はあるとは思いますが緊急時に多くの方が支援できるように社会福祉協議会・民生委員・福祉事業所にも平常時にでも名簿の把握ができるようにしてください。災害時に情報を提供されても適切な支援ができません。避難行動要支援者同意した場合は社会福祉協議会・民生委員・福祉事業所にも名簿管理が出来るようにしてください。 | 事前に名簿情報を提供することに同意を得た場合は、消防局、社会福祉協議会、民生委員、校区福祉委員長・副委員長、校区自治連合会長、単位自治会長など避難支援等関係者に対して、名簿を提供することは可能です。 |

東大阪市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画(平成28年度修正案)に関するパブリックコメントで寄せられた意見とそれに対する本市の考え方

| No. | 該当箇所 | 意見の概要 | 本市の考え方 |
|-----|---------------|---|--|
| 17 | | 個別計画の策定に際しては、避難行動要支援者と関わりのある者を交えて調整を行うことになっておりますが、聴覚障害者の場合、このような場で意思疎通を図るためには手話通訳者か要約筆記者が必要となります。この旨、計画内に明記ください。 | 本支援プラン全体計画(案)の別紙にある障害者の特徴や配慮事項を十分考慮し、避難支援体制の構築に努めます。 |
| 18 | 第2章 8 個別計画の策定 | 個別計画が非常に重要と感じますが、誰が責任を持って調整するのか記載されていません。さらに具体化する必要があると思われます。また、訓練等についても、具体的にどこが責任をもって主催していくのでしょうか。 | 個別支援計画につきましては、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、その重要性は認識しております。現在市では避難行動要支援者名簿を作成しておりますが、地域支援者に情報提供しても良いとの同意を得られた方の情報を名簿にし、民生委員、校区福祉委員会委員長・副委員長、自治連合会長、単位自治会長に配布し、1人の要支援者の情報を複数の支援者に提供することで、網羅的かつ重層的な支援体制の仕組みとしております。訓練においては、市で実施する場合と地域が主体となって実施する場合があります。訓練等を通じて、防災意識の醸成に努めます。 |
| 19 | | 6ページ8個別計画の策定とありますが、実際この個別計画は誰が作成するのでしょうか。また調整するのは誰が調整するのでしょうか。具体的に記載してください。 | 上記内容と同様の考えです。 |
| 20 | 第2章 9 防災意識の醸成 | 「9 防災意識の醸成」の中で、市は啓発に努めることになっており、そのために訓練と防災カード等の作成が計画されておりますが、個別計画の策定に関わる方のうち、民生委員・児童委員・自治会の役員等を対象に研修の一環として障害者への対応をテーマとした勉強会を開催することも計画に盛り込んではいかがでしょうか。避難行動要支援者への支援方法などについて周知を図るのであれば、こうした勉強会を定期的で開催していくことが必要と思われます。 また、啓発が必要なのは地域住民だけではなく、避難行動要支援者及び障害者の当事者に対しても必要です。 とりわけ聴覚障害者に関しては、避難行動要支援者登録制度について理解と知識が不足していることから、図やイラストを多用した専用のパンフレットの作成、手話・字幕を挿入した動画の作成、手話通訳者・要約筆記者を配置した説明会の開催が効果的と思われます。是非これらを計画に盛り込んでください。 | 市が行う周知啓発活動として、本支援プラン全体計画(案)「第2章9防災意識の醸成(P7)」に記載している訓練や防災カード等の作成に加えて、民生委員等を対象にした勉強会も重要であると認識しており、自助・共助による避難支援体制の強化を推進していく中で、障害者への配慮事項も十分考慮し、検討していきます。 |
| 21 | | このような計画は一度作成したら終わりというものではなく、定期的に見直し、不備を補い、最新の知見を取り入れて災害に備えることが必要と思われます。 「東大阪市地域防災計画(平成27年度修正案)」では研究会、検討会の開催が計画されていることから、防災意識の醸成の一環として、本計画を見直したり検討を加えたりするために官民合同で研究する場の創設を本計画に盛り込んではいかがでしょうか。 その場合、身体障害者は当事者団体から肢体、視覚、聴覚の障害別に参画させることを必須としてください。 | 本支援プラン全体計画(案)の見直しを行う際に、当事者が意見を発言できるような官民合同の研究会を創設することについて、貴重なご意見として受け止め、今後の検討課題とさせていただきます。 |

| No. | 該当箇所 | 意見の概要 | 本市の考え方 |
|-----|---------------------------|--|---|
| 22 | 第3章 1 避難のための情報伝達 | 7ページ1避難のための情報伝達の部分で障害別で例を挙げられていますがそれらの機器は恐らく平常時に当事者の方が準備をする必要があると思われませんが東大阪市からの補助はできるのでしょうか。 | 現在、機器購入のための市による補助はありません。 |
| 23 | 第3章 2 避難行動要支援者の避難支援 | 「2 避難行動要支援者の避難支援」の「② 避難支援等関係者等の安全確保の措置」の中で、避難行動要支援者を含めた地域住民全体で話し合っしてルールを決めることが計画されておりますが、聴覚障害者がこのような話し合いに参加する場合、意思疎通を図るためには手話通訳者が要約筆記者が必要となります。計画に記載されていない内容は実施されにくいと考えられますので、この旨、計画内に明記ください。 | 本支援プラン全体計画(案)の別紙にある障害者の特徴や配慮事項を十分考慮し、避難支援体制の構築に努めます。 |
| 24 | 第3章 3 安否確認 | 「3 安否確認」の「① 安否確認及び被災状況調査」の中で避難支援等関係者が安否確認を行うことが計画されていますが、聴覚障害者の被災状況や福祉ニーズの把握、支援活動を適切に行うためには、手話通訳者の配置等コミュニケーションを保障する手段の確保が必要にして不可欠です。原則として、聴覚障害者に対してはコミュニケーション手段を確保してから福祉活動を行う旨、計画に明記ください。 | 上記内容と同様の考えです。 |
| 25 | | 9ページ3-②流出した場合の損害を求償・・・とあるが、流出はあってはならないことであるが、実際発災時に管理が出来るか疑問である。本来は有効に利用し多くの命を救うことが目的で、求償を求められるとなれば携へにも影響を及ぼすのではないかと、一番必要な初動時を過ぎれば、回収するなり、流出防止策を市として考えるべきではないか。 | 名簿情報の漏えい防止のための必要な措置としては、名簿情報の提供先に対して、組織内部で名簿情報を取扱う者を限定することや必要以上の名簿情報の複製の禁止、名簿情報の保管方法の指定、名簿情報の取扱い状況の報告、名簿情報の廃棄・返却など、個人の権利利益の保護に必要な措置を講ずるよう適正管理に万全を図ります。 |
| 26 | 第3章 4 避難場所以降の避難行動要支援者への対応 | 10ページの避難行動要支援者の搬送については、誰が行うのでしょうか。 | 避難行動要支援者の福祉避難所への搬送については、家族等の支援者や自主防災組織、消防団等を想定しています。なお、医療行為を必要とする場合は、救急車による搬送になります。 |
| 27 | 第3章 4 避難場所以降の避難行動要支援者への対応 | 10ページの緊急一時入所や医療機関等への対応についても、災害時に対応できない場合を提案する必要があると思えます。 | 災害時に助かった避難行動要支援者の命が、その後避難生活において配慮が足りなかったために失われるといったことがないように、平常時における自助・共助の取り組みとして、受け入れ先の確保に努めることが望ましいと考えています。なお、災害時医療を迅速かつ的確に行うために、多数の負傷者が発生した場合に備え、地域防災計画に災害時医療体制の後方医療活動として、患者等の搬送体制を整備しています。 |
| 28 | 別紙2 | 【聴覚障害者】中で、情報伝達及び状況説明の際には手話・要約筆記を活用することが配慮事項として挙げられておりますが、手話通訳者・要約筆記者を介して情報伝達等を行う場合、一度に伝達できるのは1人の発言者の内容だけです。複数の人が同時に発言すると、手話通訳者・要約筆記者はどの内容を伝達すればよいか判断がつかず、聴覚障害者に何も伝えられなくなります。そのため、発言は1人ずつ順番に行うことを配慮事項として明記ください。 | ご意見の内容は、別紙2の避難行動要支援者の特性ごとの配慮の記載事項から当然の対応として考えています。また、これについては聴覚障害者だけでなく、他の障害者に対しても配慮すべき事柄と認識しています。 |

| No. | 該当箇所 | 意見の概要 | 本市の考え方 |
|-----|------|--|---|
| 29 | | <p>「東大阪市地域防災計画(平成27年度修正案)に関するパブリックコメントで寄せられた意見とそれに対する本市の考え方」では、次の内容が東大阪市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画において記載されるとの考えが示されておりますが、今回の計画案に記載されているようには見受けられません。</p> <p>本計画に盛り込んでください。</p> <p>○「ウ. ビデオ等の利用」に関して、聴覚障害者に対しては映像の活用が効果的ですが、解説等が音声のみですと意味がありませんので、手話で内容を説明し、併せて字幕を挿入したのもも作成・整備することも計画に明記ください。</p> <p>○「ケ. ケーブルテレビ、ウェブサイト、フェイスブック等の活用」に関して、市が広報する場合、普段からして手話や字幕がつかず、内容が聴覚障害者には分からないものとなっておりますので、防災知識普及に関する内容だけでも手話で内容を説明し、併せて字幕を挿入した動画とするようにしてください。</p> <p>○「第3節 自主防災体制整備計画」の中の「第1 自主防災組織の育成」で女性の参画の促進が計画されているようですが、障害者の参画が抜けております。また、平常時の活動として要配慮者の把握が、災害時の活動として要配慮者への援助などがそれぞれ挙がっておりますが、把握と災害時の援助のためには当事者の参画が不可欠と考えられることから、障害者の参画も積極的に促進すべきではないでしょうか。</p> <p>○「4. 災害時の広聴体制の整備」によりますと、相談窓口で専用の電話やファクシミリが設けられるようですが、メールアドレスも加えていただければ、聴覚障害者を含めた市民にとって利便性が高まります。是非加えてください。</p> <p>○市民からの問い合わせに対応するために専用電話の設置が計画されているようですが、電話の利用ができない聴覚障害者のために、専用ファクシミリ、専用メールアドレスの設置も計画に盛り込んでください。</p> | <p>本支援プラン全体計画(案)の別紙3の【聴覚障害者】に一定記述をしています。</p> <p>それ以外について、意見のような内容は今後検討します。</p> |
| 30 | その他 | <p>避難所のことがふれられていません。避難所運営マニュアルがあると思いますが、公表されていないと思われるので、避難所のあり方について検討したり、意見を述べるのが難しいと思われます。また、福祉避難所についても公表されていませんが、熊本の地震の状況を踏まえると、今後のあり方を再度検討する必要があると思います。</p> | <p>福祉避難所は高齢者や障害者など第1次避難所では健康上その生活に適応し続けることが困難で、特別な配慮を必要とする方を受け入れるための施設で、災害時に必要に応じて開設される2次的な避難所として位置付けています。また、その福祉避難所は民間の福祉施設等であるため、受け入れ体制が整わずに多くの避難者が避難することで、返って必要な支援が受けられないケースも考えられますので、非公表としていますが、今後のあり方については検討する必要があると認識しています。</p> |
| 31 | | <p>福祉避難所について記述がなかったので追記するよう望みます。また、福祉避難所の在り方についても再度見直したほうが良いのではないかと考えております。理由としては、熊本では176施設を福祉避難所に指定し、1700人受け入れ可能とされていましたが熊本地震のとき利用されたのは104人(4月24日現在)という情報がありました。利用人数が少なかった原因としては「知らなかった」という人が大半だったという事です。熊本地震を特集したラジオ番組では東大阪在住のリスナーからは「福祉避難所があるというのは初めて聞いた」「福祉避難所という名前事知らなかった」「そういう便利な施設があると助かる」という声があがったといひます。東大阪市では公表すると現場が混乱するということで公表はしないという立場をとっているようですが熊本地震では「知らなかった」という事態がありました。本当に必要な方が利用できない福祉避難所では全く意味がないと思います。是非福祉避難所の公表をしてほしいと思います。また、東大阪在住の障害のある方のどれくらいの方が福祉避難所を認知されているかを東大阪市として調査する必要があるのではないのでしょうか。ご検討よろしくお願ひします。</p> | <p>要配慮者に対する福祉避難所等への入所については、東大阪市地域防災計画「第3編第2章第7節第2 2要配慮者の施設への緊急入所等(P251)」の規定に従い、支援体制の構築に努めます。</p> <p>上記内容と同様の考えですが、発災時に要配慮者が円滑に避難を行う上で災害に関する情報をあらかじめ周知することは重要であると認識しておりますので、福祉避難所の公表や今後のあり方については、関係部局及び関係機関において検討する必要があると認識しています。</p> |
| 32 | | <p>知的や精神の障害者が避難所に行けない状態はこの間の災害の報道でもはっきりしている。助けに行く体制は最も重要だが、避難所にも行けないそうした障害児者への支援の在り方も今一度考えるべきです。東北・熊本で災害時の障害児者の支援の在り方が検証されると思います。こうした検証をもとに実態に即す防災計画を望みます。</p> | <p>ご意見としてお伺ひし、計画を推進していきます。</p> |